

サービス産業動向調査 ニュース No.20 平成26年6月発行



総務省統計局

〒162-8668

東京都新宿区若松町19番1号

一般消費税を内税的に見るか外税的に見るか

一橋大学経済研究所准教授 木下 千大

本年4月1日から一般消費税が8%となりました。消費税は、財貨・サービスの取引により生ずる付加価値に対して課税する間接税であることから、「付加価値税」(VAT: Value-Added Tax)とも呼ばれています。つまり、法律の上では製造業者や卸売・小売業者が担税指定者(税を負担する者)ですが、その売上げではなく仕入れと売上げの差額(付加価値)に課税され、課税分が最終消費者に転嫁される仕組みとなっています。

その課税対象は、国内において事業者が事業として対価を得て行う資産の譲渡、貸付け及び役務の提供と外国貨物の輸入です。つまり有償で行われる取引であれば、商品の販売や資産の貸付けだけでなく、役務つまりサービスの提供も消費税の課税対象となります。この場合のサービスの提供とは、土木工事、加工、修繕、清掃、クリーニング、運送、通信、保管、印刷、広告、仲介、興行、宿泊、飲食、技術援助、情報の提供、著述などをいいます。弁護士、公認会計士、税理士、作家、スポーツ選手、映画監督、囲碁や将棋の棋士、芸術家などによる専門的知識、技能に基づくサービスの提供も含まれます。

ところで、1989年に初めて消費税が導入された当時、「当店は消費税を転嫁しておりません。」との張り紙を見たことがありました。これが事実かどうかは分かりませんが、価格を据え置いて消費税を納めていたとしたならば、相当額を売り上げから捻出していることとなります(実質の内税)。

このことは、内税・外税の表示方法や、端数処理が困難な自動販売機の商品価格や運輸業の運賃など、今回の増税に当たって事業主を悩ませた問題につながる話でもあります。消費税は受給過不足に関係なく価格に税率が上乘せされるという、いわば「外税的」な説明も見受けられますが、実際の消費者は、課税後の価格・料金によって行動を決定しますので、「内税的」に考えるべきです。

本来、市場価格は消費税を含めた受給均衡点となることを考えれば、個々の品目の価格・料金について、一律に同率の値上げをする必要はありません。実際は、増税に伴って価格・料金が値上げされる場合と据え置かれる場合がありますが、価格・料金を据え置いたものは実質の値下げをしていることにはかならないのです。

皆様が従事されているサービス業は、付加価値のほとんどが人的資源(労務・技能)によることが多く、人件費にしわ寄せがくる可能性があり、個々の産業ごとにその事業動向を注視する必要があります。

サービス産業動向調査では、個々のサービスの売上高や需要の状況、事業従事者数の動きが分かりますが、さらに、付加価値の構造が多様なサービス産業の個々の業種について、こうした税制変更等の影響の分析にも使用できるデータが提供されています。サービス産業動向調査の創設の意義深さに改めて気づかされています。

平成26年3月分結果（速報）

1. サービス産業の売上高等（注1）

▶ 月間売上高は、35.7兆円。前年同月比5.3%の増加。

・増加：「学術研究，専門・技術サービス業」、「不動産業，物品賃貸業」など全産業

▶ 前年同月と比べた需要の状況は、6.9（需要状況DI）。

・「増加した」23.8%、「減少した」16.9%、「特段の変化はない」54.9%

需要状況DI = 「増加した」 - 「減少した」

図1 月間売上高一産業大分類別（平成26年3月）

産業大分類 項目	サービス産業計	情報通信業	運輸業、 郵便業	不動産業、 物品賃貸業	学術研究、 専門・技術 サービス業	宿泊業、飲食 サービス業	生活関連 サービス業、 娯楽業(注2)	教育、 学習支援業	医療、福祉	サービス業 (他に分類され ないもの)(注3)
月間売上高(百万円)	35,719,744	6,916,261	5,574,028	5,310,799	3,733,078	2,395,724	4,154,351	311,584	3,842,877	3,481,043
対前年同月比(%)	5.3	7.2	1.5	8.7	16.4	2.3	1.5	0.9	1.9	3.0

売上高の前年同月比

☀️...5%以上 ☀️...3%以上5%未満 ☁️...0%以上3%未満

2. サービス産業の事業従事者数（注4）

▶ 事業従事者数は、2842万人。前年同月比1.0%の増加。

・増加：「運輸業，郵便業」、「不動産業，物品賃貸業」など6産業

・減少：「サービス業（他に分類されないもの）」、「宿泊業，飲食サービス業」など3産業

図2 事業従事者数—産業大分類別（平成26年3月）

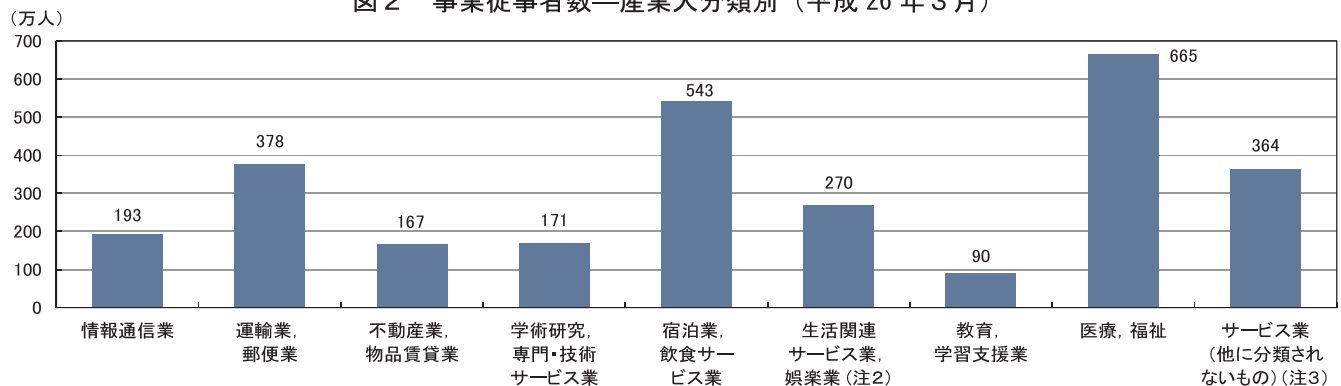
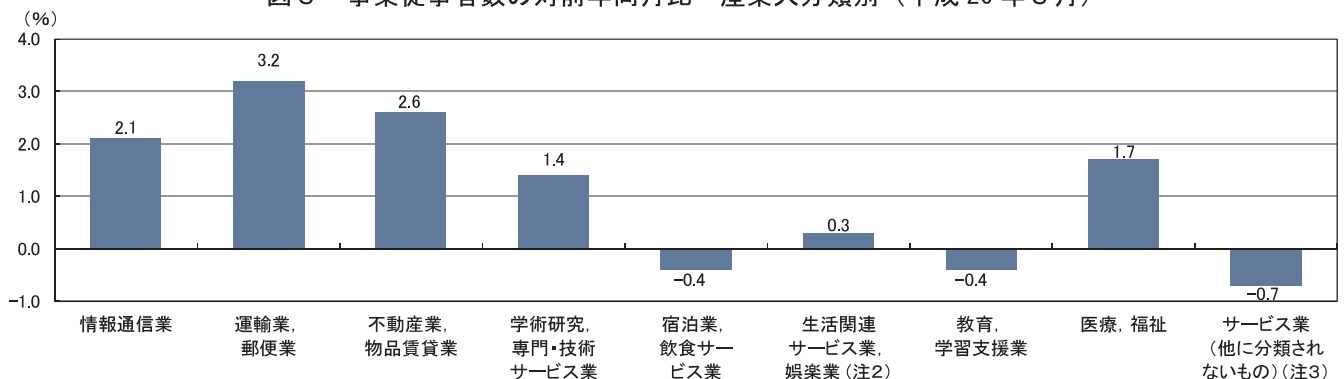


図3 事業従事者数の対前年同月比—産業大分類別（平成26年3月）



注1 事業活動別の集計であり、ここで用いる「産業」は事業活動ごとに分類

注2 「生活関連サービス業、娯楽業」とは、洗濯・理容・美容・浴場業、旅行業、冠婚葬祭業、娯楽業（映画館、ゴルフ場、テーマパーク、パチンコホール等）などをいいます。

注3 「サービス業（他に分類されないもの）」とは、廃棄物処理業、自動車整備業、労働者派遣業などをいいます。

注4 本調査の調査対象である事業所・企業等を単位とした集計であり、ここで用いる「産業」は主要な事業活動により分類

平成26年経済センサス - 基礎調査のお知らせ

**平成26年7月1日に経済センサス - 基礎調査及び商業統計調査を一体的に実施します！
サービス産業動向調査の調査事業所の皆様も記入していただくこととなります。**

この度、総務省は、平成26年7月に「経済センサス - 基礎調査」と経済産業省が所管する「商業統計調査」を一体的に実施することといたしました。

両調査は、共に平成26年に実施するため、調査対象となる事業所及び企業における記入負担の軽減、効率的かつ円滑な調査の実施の観点から一体的に実施いたします。

「経済センサス - 基礎調査」は、全国すべての事業所、企業を対象とする調査であり、サービス産業動向調査の対象となる事業所の皆様にも調査票にご回答いただくこととなります。調査票は平成26年6月までに配布いたします。国の重要な調査でありますので、調査の趣旨をご理解の上、ご回答をよろしくお願いいたします。

＜広報用ポスター＞

日本経済の力になる！

あなたの回答が、

オンライン回答もできます。

平成26年7月1日(火)
経済センサス-基礎調査
商業統計調査

◎全国すべての事業所、企業が対象となります。
◎調査票は平成26年6月末日までにお届けします。7月1日以降に提出をお願いします。
◎統計法に基づく調査で、調査票に記入して提出する義務があります。◎調査に関するすべての情報は保護されます。

経済センサス 検索 商業統計調査 検索 <http://e-census-syougyou.stat.go.jp/>

総務省・経済産業省・都道府県・市区町村からのお知らせです

経済センサス - 基礎調査は、事業所及び企業の活動の状態を調査し、すべての産業分野における事業所及び企業の従業者規模等の基本的構造を全国及び地域別に明らかにするとともに、各種統計調査の基礎となる母集団情報の整備を図ることを目的として実施します。

商業統計調査は、商業を営む事業所について、産業分類別、従業者規模別、地域別等に従業者数、商品販売額等を把握し、我が国商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的として実施します。

調査の結果は、地方消費税の市町村に対する交付額の算定、国及び地方公共団体における行政施策の立案、民間企業における経営計画の策定など、社会経済の発展を支える基礎資料として広く利用されます。

経済センサス - 基礎調査についてのお問合せは、経済センサス - 基礎調査の調査票と一緒に配布された書類に掲載しているコールセンターへお願いいたします。

サービス産業動向調査と経済センサスは調査票の返送先が異なりますので、別々にご提出いただきますよう、お願いします。

オンラインによる提出のお願い

総務省統計局では調査票のオンライン提出を推進しています。オンライン提出を利用されますと入力時のチェック機能が実行されるなど、入力内容の確認が容易になりますので、**是非オンラインによる回答をご利用ください。**

詳細については、「オンライン使用ガイド」をご参照ください。以下の URL からご覧いただけます。

サービス産業動向調査の調査票

検索

URL <http://www.stat.go.jp/data/mssi/forms.htm>

平成26年拡大調査のお知らせ

「サービス産業動向調査の拡大調査（年次調査）」（以下「拡大調査」という。）は、例年6月に実施することとしております。ただし本年は、すべての企業・事業所を対象に「平成26年経済センサス - 基礎調査」を7月1日に実施しますので、大半の事業所については、拡大調査は実施しません（経済センサスのご回答をもって代替します）。

また、経済センサスで代替できない一部の企業等については、拡大調査を9月に実施することとなりました。

○ 平成26年拡大調査の今後の予定

- ・ 26年9月20日前後 拡大調査票配布
- ・ 26年10月末日 拡大調査票提出期限

調査結果のご紹介

総務省統計局のホームページにてサービス産業動向調査のトピックスをご紹介します。

- ・ [平成26年2月] 統計トピックス No. 78
毎年わかる地域のサービス産業
- ・ [平成26年4月] 統計トピックス No. 81
統計でみるサービス産業の回復基調

統計トピックス（サービス産業動向調査）

検索

URL <http://www.stat.go.jp/data/mssi/kekka/topics/index.htm>

サービス産業動向調査実施事務局からのお知らせ

サービス産業動向調査の調査票の記入のしかたについてのお問い合わせ、インターネットによる回答についてご不明な点、また、調査票、調査票提出用封筒が見当たらない場合などは、下記のサービス産業動向調査実施事務局にご連絡ください。

【お問い合わせ窓口】 サービス産業動向調査実施事務局

【フリーダイヤル】 0120-250-069

【直通電話】 03-3590-0506

【受付時間】 平日（土・日・国民の祝日・年末年始を除く）9:00～18:00

サービス産業動向調査にご回答いただき、ありがとうございます。